

※「유전자원의 접근·이용 및 이익 공유에 관한 법률」のNITEによる2017年9月5日時点での日本語訳です。

※最新の正式な情報についてのご確認は、法令等の原文を参照のうえ、各国のフォーカルポイントを通じて行うことをおすすめします。

遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律

[2017. 8. 17施行] [法律第14839号、2017. 7. 26制定]

環境部（生態サービス振興課）044-201-7511

第1章 総則

第1条（目的） 本法は、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」の施行に必要な事項と、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス・利用によって生じる利益の公正かつ衡平な配分のために必要な事項を定めることにより、生物多様性の保全及び持続可能な利用に寄与し、国民生活の向上と国際協力を増進することを目的とする。

第2条（定義） 本法で使用する用語の意味は次のとおりである。

1. 「遺伝資源」とは、「生物多様性の保全及び利用に関する法律」第2条第4項に定める遺伝資源をいう。
2. 「伝統的な知識」とは、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に適合した、伝統的な生活様式を維持してきた個人又は地域社会の知識、技術、慣行等をいう。
3. 「アクセス」とは、遺伝資源の標本または実物を獲得すること、又は遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識（以下「遺伝資源等」という。）に関する情報を収集することをいう。
4. 「利用」とは、遺伝資源等を活用して遺伝資源の遺伝的・生化学的構成成分に関してバイオテクノロジーの応用等の方法によって研究・開発を遂行することをいう。
5. 「利益」とは、遺伝資源等の利用によって生じる使用料、収入等の金銭的利益と、技術移転、研究結果の共有等の非金銭的利益をいう。

第3条（適用範囲） 本法は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には適用しない。

1. ヒトの遺伝資源等
2. 南極地域等国家管轄権が及ばない地域に存在する遺伝資源等
3. 利用以外の目的でアクセスする遺伝資源等
4. アクセスと利益配分に関連する他の国際条約の適用を受ける遺伝資源等
5. 「特許法」第87条第1項において特許権が登録された遺伝資源等

第4条（国家等の責務） ①国家は遺伝資源等の体系的な保全及び管理に必要な政策を策定・施行しなければならない。

②遺伝資源等の提供者及び利用者は遺伝資源等の重要性を認識し、遺伝資源等の保護及び保全・管理のための国家政策に積極的に協力しなければならない。

第5条（他の法律との関係） 遺伝資源等に対するへのアクセスと利益配分に関する他の法律に特別な規定がある場合を除いては、本法で定めるところによる。

第6条（支援施策の策定） 国家は遺伝資源等へのアクセスと利用を支援するために次の各号のうち必要な施策を策定しなければならない。

1. 遺伝資源等へのアクセス及び利用状況の調査
2. 遺伝資源等へのアクセスと利益配分手続きに関する国内外情報提供

3. 遺伝資源等にアクセス及び利用する者の権利保護
4. その他、遺伝資源等へのアクセス又は利用を行う者を支援するために必要な事項

第2章 国内遺伝資源等へのアクセス・利用及び利益配分等

第7条（政府窓口） ①「生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下「議定書」という。）第13条第1項に定める政府窓口及びその所管業務は次の各号のとおりである。

1. 外交部：「生物の多様性に関する条約」事務局との連絡
2. 環境部：遺伝資源等へのアクセスと利益配分に関する情報の提供

②第1項により提供される情報の範囲等政府窓口の業務遂行に必要な事項は大統領令によって定める。

第8条（権限ある国内当局） ①議定書第13条第2項に定める権限ある国内当局及びその所管分野は次の各号のとおりである。[改正2017. 7. 26]

1. 科学技術情報通信部：「生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律」に定める所管生命研究資源
 2. 農林畜産食品部：「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」に定める農業生命資源
 3. 保健福祉部：「病原体資源の収集・管理及び活用促進に関する法律」に定める病原体資源
 4. 環境部：「野生生物保護及び管理に関する法律」に定める野生生物分野生物資源、及び「生物多様性の保全及び利用に関する法律」に定める所管生物資源
 5. 海洋水産部：「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」に定める海洋水産生命資源
- ②権限ある国内当局の長は、第1項に定める所管分野と関連し次の各号の業務を遂行する。
1. 第9条に定める届出または変更届出の処理
 2. 第12条第1項に定める国内遺伝資源等へのアクセス及び利用の禁止または制限
 3. 国内遺伝資源等の利益の公正かつ衡平な配分のための支援
 4. その他、国内遺伝資源等へのアクセス及び利用に関連する事項として大統領令で定める事項

第9条（国内遺伝資源等へのアクセス届出等） ①国内遺伝資源等の利用を目的にアクセスしようとする外国人、在外国民、外国機関及び国際機関、その他これに準ずる者で環境部令にて定められた者は、大統領令に定めるところにより権限ある国内当局の長に届出しなければならない。

②第1項にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する届出等の手続きを経た場合には、第1項に定める届出をしたこととみなす。

1. 「生物多様性の保全及び利用に関する法律」第11条第2項に定める承認を受けたか、同法第13条第1項に定める届出をした場合
2. 「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」第18条第1項に定める承認を受けた場合
3. 「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」第11条第1項に定める許可を受けたか、同法第22条第1項に定める承認を受けた場合
4. 「病原体資源の収集・管理及び活用促進に関する法律」第16条第1項または第18条第1項に定める承認または許可を受けたか、同法第16条第2項に定める届出をした場合

③第1項によって届出を行なった者が大統領令で定める事項を変更しようとする場合には、権限ある国内当局の長に変更届出をしなければならない。

④国内遺伝資源等の利用を目的にアクセスしようとする国内在住韓国人は、その遺伝資源等の提供国（遺伝資源等の原産国であり当該資源等を提供する国家、または遺伝資源等を「生物の多様性に関する条約」の規定に従って適法に取得し提供する国家をいう。以下同様。）が大韓民国であることの確認を受けるため等で必要な場合は、大統領令で定められた場合には権限ある国内当局の長に第1項及び第3項に定める届出を行なうことができる。

第9条[施行日2018. 8. 18]

第10条（国内遺伝資源等へのアクセスの届出の例外） 権限ある国内当局の長は第9条第1項にもかかわ

2017年6月23日

らず次の各号のいずれかに該当する場合は、大統領令で定めるところにより関係中央行政機関の長と協議して遺伝資源等へのアクセス届出手続きを簡素化するか、届出を省略することができる。

1. 人間、動物及び植物の生命や健康を侵害する恐れがあり、治療剤開発、食糧確保等のために遺伝資源等の迅速なアクセスまたは利用が必要であると認められた場合
2. 基礎研究等非商業的目的のため遺伝資源等にアクセスする場合。但し、その目的が変更された場合には速やかに第9条第1項に定めるところにより届出しなければならない。

第10条[施行日2018.8.18]

第11条（国内遺伝資源等の利益の配分） 遺伝資源等の提供者及び利用者は、国内遺伝資源等の利益を公正かつ衡平公平に配分するように合議しなければならない。

第11条[施行日2018.8.18]

第12条（国内遺伝資源等へのアクセス及び利用の禁止等） ①権限ある国内当局の長は次の各号のいずれかに該当する場合には関係中央行政機関の長と協議して国内遺伝資源等へのアクセス及び利用を禁止あるいは制限することができる。

1. 「生物多様性の保全及び利用に関する法律」第2条第1項に定める生物多様性（以下この項で「生物多様性」という。）の保全及び持続的な利用に危害を与えるまたは危害を与える恐れがあると認められた場合
2. 生物多様性の価値と関連し社会・経済的に負の影響を及ぼす、又は及ぶ恐れがあると認められた場合

②権限ある国内当局の長は第1項の定めによりアクセス及び利用を禁止あるいは制限するとき、その対象になる遺伝資源等、及び禁止あるいは制限する内容等を告示しなければならない。

第3章 海外遺伝資源等へのアクセス・利用及び利益配分等

第13条（チェックポイント） ①議定書第17条に定めるチェックポイント及びその所管分野は、次の各号のとおりである。[改正2017.7.26]

1. 科学技術情報通信部：「生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律」に定める所管生命研究資源
2. 農林畜産食品部：「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」に定める農業生命資源
3. 産業通商資源部：「生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律」に定める所管生命研究資源
4. 保健福祉部：「病原体資源の収集・管理及び活用促進に関する法律」に定める病原体資源
5. 環境部：「野生生物保護及び管理に関する法律」に定める野生生物分野生物資源及び「生物多様性の保全及び利用に関する法律」に定める所管生物資源
6. 海洋水産部：「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」に定める海洋水産生命資源

②チェックポイントの長は、第1項に定める所管分野と関連し次の各号の業務を遂行する。

1. 第15条に定める手続き遵守の届出処理
2. 第16条に定める手続き遵守の調査及び勧告
3. 海外遺伝資源等を国内で利用する者に対する支援
4. その他、海外遺伝資源等へのアクセス及び利用と関連した事項として大統領令で定める事項

第14条（海外遺伝資源等へのアクセス及び利用のための手続きの遵守） ①海外遺伝資源等にアクセスし国内で利用しようとする者は、提供国で定められた手続きを守らなければならない。

②海外遺伝資源等にアクセスし国内で利用しようとする者は、海外遺伝資源等の利益を、該当する遺伝資源等を提供した者と公正かつ衡平に配分するように努力しなければならない。

第15条（手続き遵守の届出） ①海外遺伝資源等にアクセスし国内で利用しようとする者は、第14条第1項に定める手続きを守ったことを大統領令で定めるところに従い、チェックポイントの長に届出しなければならない。

第15条[施行日2018.8.18]

②第1項による届出は、議定書の締約国として遺伝資源等へのアクセス及び利用のための手続きを策定した提供国において、遺伝資源等にアクセスし国内で利用する場合に限定する。

第16条（手続き遵守の調査等） チェックポイントの長は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、海外遺伝資源等を国内で利用する者が第14条第1項に定める手続きを遵守しているか調査することができる。

1. 提供国から第14条第1項に定める手続き違反に対する異議の申し立てがあった場合
 2. 第三者から第14条第1項に定める手続き違反に対する情報提供があった場合
 3. 第14条第1項に定める手続きを守らなかったと疑うに値する相当な事由があった場合
- ②チェックポイントの長は、第1項に定める調査の結果、必要と認められる場合には、海外遺伝資源等を国内で利用する者に対して第14条第1項に定める手続きを守ることを勧告することができる。
- ③海外遺伝資源等を国内で利用する者は、第1項に定める調査に協力しなければならない。
- ④第1項に定める調査の内容及び方法等は、大統領令で定める。

第16条[施行日2018.8.18]

第4章 補則

第17条（遺伝資源情報管理センター） ①環境部長官は、遺伝資源等へのアクセス・利用及び利益配分に関する業務を専門的に遂行するための情報管理センター（以下「遺伝資源情報管理センター」という。）を設置及び運営しなければならない。

- ②遺伝資源情報管理センターは、次の各号の業務を遂行する。
1. 国内外遺伝資源等へのアクセス・利用及び利益配分に関する情報の収集、管理、調査及び提供
 2. 議定書第14条に定めるアクセスと利益配分クリアリングハウスへの国内遺伝資源等に関する情報の提供
 3. その他、政府窓口、権限ある国内当局またはチェックポイントの業務と関連する事項として大統領令で定める事項
- ③権限ある国内当局及びチェックポイントの長は、遺伝資源等へのアクセスと利益配分に関する次の各号の情報を遺伝資源情報管理センターに提供しなければならない。
1. 第9条に定める届出または変更届出に関する事項
 2. 第15条による届出及び第16条による調査・勧告に関する事項
 3. その他、大統領令で定める事項
- ④遺伝資源情報管理センターの設置・運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第18条（協議会の構成・運営） ①環境部長官は、遺伝資源等のアクセス・利用及び利益配分に必要な事項を関係中央行政機関の長等と協議するために協議会を構成・運営することができる。

②第1項に定める協議会の構成・運営及びその他に必要な事項は大統領令で定める。

第19条（情報保護） ① 政府窓口、権限ある国内当局、チェックポイント及び遺伝資源情報管理センターの長は、遺伝資源等の提供者と利用者の権利保護のために遺伝資源等に関する情報保護に必要な措置を策定しなければならない。

②第1項に定める機関及びセンターの長は、大統領令で定める場合以外は、遺伝資源等に関する情報を商業的に利用あるいは他の者に提供してはならない。

第20条（国庫補助） 国家は、遺伝資源等へのアクセス・利用及び利益配分を促進する事業を施行する機関・法人または団体に対して、その費用の全部または一部を補助することができる。

第21条（財源確保） 国家は、遺伝資源等へのアクセス・利用及び利益配分を促進するための財源確保方案を策定しなければならない。

2017年6月23日

第22条（手数料） ①第9条第1項、第3項及び第4項に定めるところにより、届出または変更届出をしようとする者は手数料を納めなければならない。

②第1項に定める手数料の金額、納付方法、納付期間等は環境部令で定める。

第22条[施行日2018. 8. 18]

第23条（権限等の委任及び委託） ①本法に定める権限ある国内当局及びチェックポイントの長の権限は、その一部を大統領令で定めるところに従って所属機関の長に委任するか、他の行政機関の長に委託することができる。

②本法に定める権限ある国内当局及びチェックポイントの長の業務は、その一部を大統領令で定めるところに従って関係専門機関・法人または団体に委託することができる。

第24条（罰則適用時の公務員擬制） 第23条第2項により委託された業務に従事する関係専門機関・法人または団体の役職員は、「刑法」第129条から第132条までの規定を適用するときは、公務員とみなす。

第25条（規制の再検討） 環境部長官は、次の各号の事項に対し、該当基準日を基準に2年ごとに（毎2年になる年の基準日と同じ日の前日までをいう）その妥当性を検討し改善等の措置をとらなければならない。

1. 第9条第1項に定める国内遺伝資源等へのアクセス届出：議定書が大韓民国にて効力を発生する日から1年が経過した日
2. 第12条に定める国内遺伝資源等へのアクセス及び利用の禁止または制限：議定書が大韓民国にて効力を発生する日
3. 第15条に定める手続き遵守の届出及び第16条に定める手続き遵守の調査または勧告：議定書が大韓民国にて効力を発生する日から1年が経過した日
4. 第28条に定める過料：議定書が大韓民国にて効力を発生する日から1年が経過した日

第5章 罰則

第26条（罰則） 第12条第1項を違反しアクセスまたは利用を禁止または制限された遺伝資源等にアクセスまたは利用した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

第27条（没収・追徴） 第26条の場合、該当する遺伝資源等を没収する。但し、これを没収することができない場合にはその価額を追徴する。

第28条（過料） ①次の各号のいずれかに該当する者には、1千万ウォン以下の過料を賦課する。

1. 第9条第1項に定める届出をしない者
2. 第15条第1項に定める届出をしない者

②第9条第3項に定める変更届出をしない者には、500万ウォン以下の過料を賦課する。

③第1項または第2項に定める過料は、大統領令で定めるところにより、権限ある国内当局またはチェックポイントの長が賦課・徴収する。

第28条[施行日2018. 8. 18]

附則 <第14533号、2017. 1. 17.>

第1条（施行日） 本法は、議定書が大韓民国にて効力を発生する日から施行する。但し、第9条から第11条まで、第15条、第16条、第22条及び第28条は、議定書が大韓民国にて効力を発生する日から1年が経過した日から施行する。

第2条（適用例） ①第12条及び第14条は、本法施行後、遺伝資源等の利用を目的にアクセスする者から適用する。

2017年6月23日

②第9条から第11条まで、第15条及び第16条は、同規定の施行日以後、遺伝資源等の利用を目的にアクセスする者から適用する。

第3条（「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」及び「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」施行による経過措置） ①第8条第1項第2号中、“「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」”、及び同項第5号中、“「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」による海洋水産生命資源”は、2017年6月27日まではそれぞれ“「農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」”、及び“「海洋生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」に定める海洋生命資源及び「農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」に定める水産生命資源”とみなす。

②第13条第1項第2号中、“「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」”、及び同項第6号中、“「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」による海洋水産生命資源”は、2017年6月27日まではそれぞれ“「農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」”、及び“「海洋生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」に定める海洋生命資源及び「農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」に定める水産生命資源”とみなす。

附則 〈第14839号、2017. 7. 26〉(政府組織法)

第1条（施行日） 本法は公布の日から施行する。ただし、附則第5条の規定により改正された法律の中で、この法律の施行前に公布されたが、施行日が到来していない法律を改正した部分は、それぞれの法律の施行の日から施行する。

第2条から第4条まで省略

第5条（他の法律の改正） ①から<378>まで省略

<379>法律第14533号遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律の一部改正。
法律の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号及び第13条第1項第1号中「未来創造科学部」をそれぞれ「科学技術情報通信部」とする。

<380>から<382>まで省略